

第二一二回

閣第三号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十六万五千円」を「九十六万八千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分		報 酬 月 額
最高裁判所長官		二、〇一六、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、四七〇、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四一〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三〇六、〇〇〇円
判事	一 号	一、一七八、〇〇〇円
	二 号	一、〇三八、〇〇〇円
	三 号	九六八、〇〇〇円
	四 号	八二〇、〇〇〇円
	五 号	七〇八、〇〇〇円
	六 号	六三六、〇〇〇円
	七 号	五七六、〇〇〇円
	八 号	五一八、〇〇〇円
判事補	一 号	四二三、〇〇〇円
	二 号	三八九、三〇〇円
	三 号	三六七、一〇〇円
	四 号	三四三、八〇〇円
	五 号	三二二、四〇〇円
	六 号	三〇七、九〇〇円
	七 号	二九一、四〇〇円
	八 号	二八二、二〇〇円
	九 号	二六三、五〇〇円
	十 号	二五四、八〇〇円
	十一号	二四九、四〇〇円
	十二号	二四四、〇〇〇円
簡易裁判所判事	一 号	八二〇、〇〇〇円
	二 号	七〇八、〇〇〇円
	三 号	六三六、〇〇〇円
	四 号	五七六、〇〇〇円
	五 号	四四〇、四〇〇円
	六 号	四二三、〇〇〇円
	七 号	三八九、三〇〇円
	八 号	三六七、一〇〇円
	九 号	三四三、八〇〇円
	十 号	三二二、四〇〇円
	十一号	三〇七、九〇〇円

	十二号	二九一、四〇〇円
	十三号	二八二、二〇〇円
	十四号	二六三、五〇〇円
	十五号	二五四、八〇〇円
	十六号	二四九、四〇〇円
	十七号	二四四、〇〇〇円

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。